

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	8 015	634	6 725	656

(注) 共同相続人中に民法903条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 50 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	<b>7 987</b>	<b>837</b>	<b>139</b>	<b>862</b>	<b>73</b>	<b>1 540</b>	<b>464</b>
	(4 885)	(445)	(72)	(434)	(43)	(892)	(264)
1000万円以下	2 469	485	102	456	46	589	133
	(1 353)	(251)	(54)	(213)	(29)	(331)	(63)
5000万円以下	3 465	270	24	332	17	687	247
	(2 225)	(152)	(12)	(184)	(12)	(419)	(151)
1億円以下	1 060	31	3	42	4	149	47
	(684)	(16)	(3)	(22)	(1)	(83)	(25)
5億円以下	590	17	-	16	-	50	17
	(404)	(10)	-	(5)	-	(30)	(12)
5億円を超える	51	-	-	-	-	1	-
	(36)	-	-	-	-	(1)	-
算定不能・不詳	352	34	10	16	6	64	20
	(183)	(16)	(3)	(10)	(1)	(28)	(13)

(注) ( )内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 49 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのある事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	226	96	34	19	15	6	56
配 偶 者	24	6	6	4	4	-	4
子	188	83	26	15	10	6	48
そ の 他	14	7	2	-	1	-	4

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのある者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」  
遺産の価額別—全家庭裁判所

土動 産 地そ の ・他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物そ の ・他	現 動 産 金 等 の ・他	土 現 地 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等	土 動 産 ・ 建 物 ・ 他	土 動 産 ・ 現 金 等 ・ 他	建 動 産 ・ 現 金 等 ・ 他	土 現 地 ・ 金 ・ 建 物 ・ 等 の ・ 他
51	142	28	163	2 315	251	88	55	979
(36)	(91)	(13)	(106)	(1 473)	(176)	(63)	(36)	(741)
18	55	18	50	361	50	10	11	85
(12)	(31)	(8)	(30)	(216)	(35)	(4)	(8)	(68)
19	61	6	82	1 173	125	36	25	361
(16)	(43)	(3)	(53)	(762)	(88)	(29)	(19)	(282)
9	18	2	18	427	36	21	12	241
(4)	(13)	(1)	(15)	(265)	(25)	(18)	(6)	(187)
4	1	-	7	226	26	12	5	209
(3)	-	-	(6)	(157)	(21)	(6)	(3)	(151)
-	-	-	-	12	5	1	-	32
-	-	-	-	(12)	(2)	-	-	(21)
1	7	2	6	116	9	8	2	51
(1)	(4)	(1)	(2)	(61)	(5)	(6)	-	(32)